

○岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則

平成十九年三月二十日規則第六号

改正

平成十九年七月二〇日規則第六五号

平成二〇年三月二八日規則第四号

平成二〇年七月二五日規則第五一号

平成二六年三月二八日規則第三一号

平成二六年一〇月二一日規則第九一号

平成二八年四月一日規則第四二号

平成二九年二月二一日規則第一〇号

平成二九年 六月 六日規則第六八号

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例（平成十九年岐阜県条例第十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(環境に関する基準)

第三条 条例第五条第一項第五号の土壤の汚染に係る環境に関する基準は、土壤の汚染に係る環境に関する基準について（平成三年環境庁告示第四十六号）の別表によるものとする。

2 条例第五条第一項第五号の規定により規則で定めるリサイクル製品の品目ごとに規則で定める基準は、別表第一の上欄に掲げる品目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目に関する基準とする。

(配合率基準)

第四条 原材料に占める循環資源の割合について条例第五条第一項第七号の規則で定める基準は、別表第二のとおりとし、同表の上欄に掲げる品目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる循環資源の割合とする。

(認定の申請)

第五条 条例第五条第二項に規定する申請書は、岐阜県リサイクル認定製品認定申請書（別記第一

号様式) のとおりとする。

2 条例第五条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 リサイクル製品の製造等の工程を示した書類

二 リサイクル製品の製造等を行う事業者を紹介するパンフレット等

三 県外で発生する循環資源を原材料の一部としている場合は、当該循環資源の発生の状況等を証する書類

四 その他知事が認定のために必要として提出を求めた書類

(認定をしないときにおける通知)

第六条 知事は、条例第五条第四項の規定により認定をしないときは、理由を付して当該認定の申請をした者に書面により通知するものとする。

(リサイクル認定製品の表示)

第七条 条例第六条第一項の規定による表示は、「岐阜県リサイクル認定製品」の文字又は別記第二号様式により行うものとする。

(変更の届出)

第八条 条例第七条の規定による届出は、岐阜県リサイクル認定製品認定申請事項変更届(別記第三号様式)により、リサイクル認定製品に係る事項の変更を行う日の三十日前までに行うものとする。

2 前項の場合において、条例第五条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、同条第一項第五号及び第六号に適合していることを証する書類を添付しなければならない。

(適合状況の報告等)

第九条 条例第八条第二項の規定による報告は、岐阜県リサイクル認定製品認定要件適合状況報告書(別記第四号様式)により、認定された日から起算して一年、二年及び三年を経過する日の翌日を起算日としてそれぞれ三十日以内に行うものとする。

2 条例第八条第三項の規定により保存すべきリサイクル認定製品は、条例第五条第一項第五号の規定による基準に関する試験に供した製品と同規格のもの又はその一部とする。

(認定の辞退の届出)

第十条 条例第九条第一項及び第二項の規定による届出は、岐阜県リサイクル認定製品認定辞退届(別記第五号様式)により、その理由を付して行うものとする。

2 前項の届出は、リサイクル認定製品が認定要件に適合しないこととなる日、条例第五条第四項各号のいずれかに該当することとなる日又はリサイクル認定製品の製造等を廃止する日の三十日

前までに行うものとする。

(表示する事項)

第十一条 条例第十一条第二項の規定による表示は、リサイクル認定製品を使用する場所において看板、表示板等により行うものとする。

2 条例第十一条第二項の規則で定める事項は、リサイクル認定製品の名称、認定番号、使用量等とする。

(身分証明書)

第十二条 条例第十七条第二項に規定する証明書は、身分証明書（別記第六号様式）とする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年七月二十日規則第六十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年七月二十五日規則第五十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十八日規則第三十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年十月二十一日規則第九十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年四月一日規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年二月二十一日規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年六月六日規則第六十八号）

この規則は、公布の日から施行する。